



発行 東京都

目次

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………一
- ……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………二
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………四
- 公 告
- 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数……………四
- ……………（都市整備局市街地整備部管理課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
- ……………（同）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………六
- ……………（同）…六

告 示

●東京都告示第千五百号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構及び三菱地所株式会社

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区

千代田区大手町一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業

中央区八重洲一丁目三番七号

平成二十一年三月二十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年六月二十七日

●東京都告示第千六百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千二百二十

六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域

足立区六町三丁目五番三十一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

●東京都告示第千七百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千八百五十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域

別図のとおり（江戸川区船堀三丁目六百二十番十一の一部）

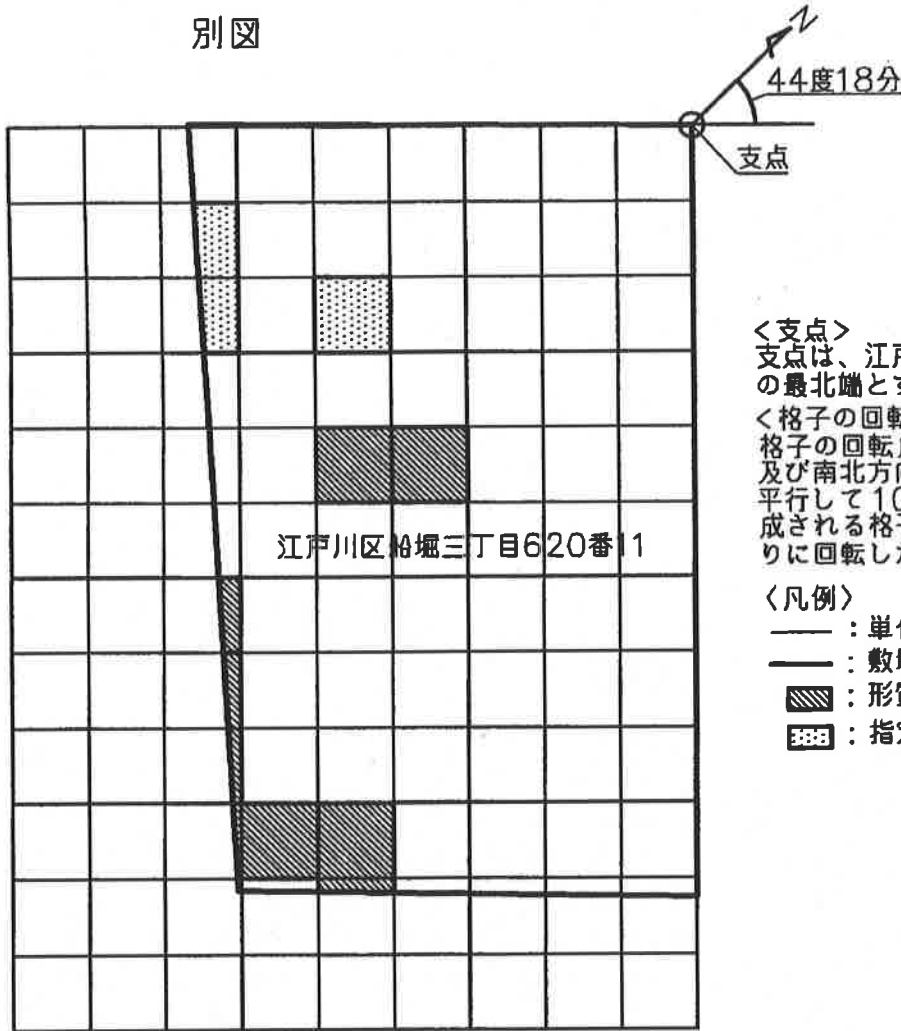
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

別図



<支点>

支点は、江戸川区船堀三丁目620番11の最北端とする。

<格子の回転角度> 44度18分

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転した角度を示す。

<凡例>

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ▤ : 指定を解除する区域

●東京都告示第千八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区越中島  
 一丁目三番十四の一部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…

○貸金業法による行政処分……………（産業労働局金融部貸金業対策課）…

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…

告示

●東京都告示第八百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十三年五月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

武蔵村山市学園四丁目十番一から同 平成二十三年四月二十五日まで 月二十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課

●東京都告示第八百五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十八日

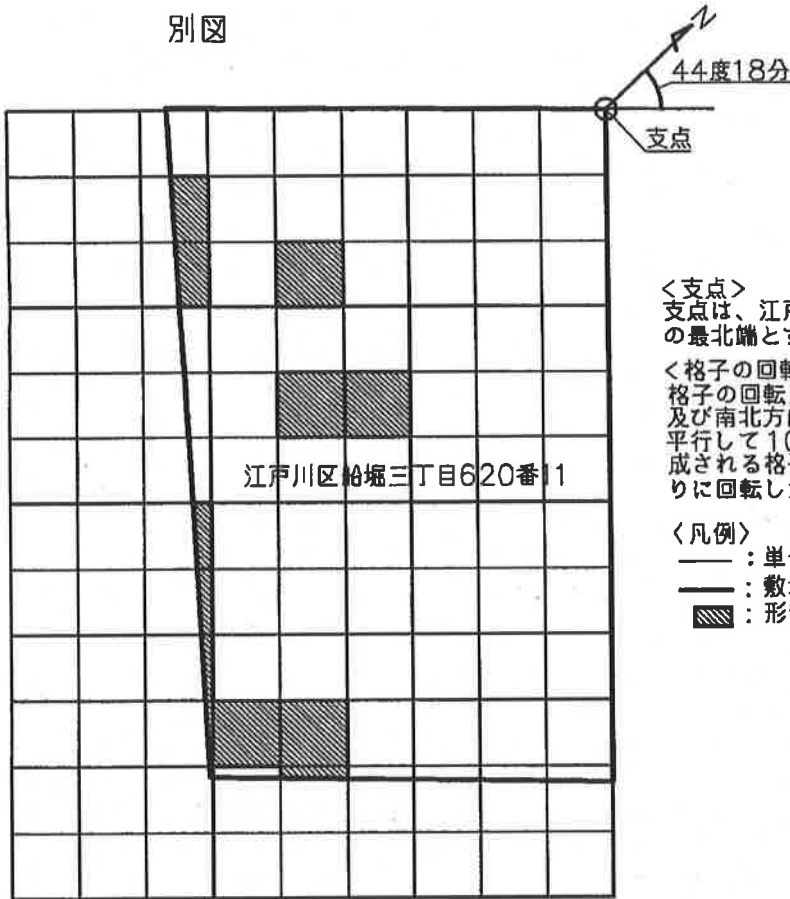
東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区船堀三丁目六百二十番十一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



〈支点〉  
 支点は、江戸川区船堀三丁目620番11の最北端とする。

〈格子の回転角度〉 44度18分  
 格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右りに回転した角度を示す。

- 〈凡例〉
- : 単位区画
  - : 敷地境界
  - ▨ : 形質変更時要届出区域

◎東京都告示第八百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 要措置区域 別図のとおり(西東京市下保谷五丁目三百七十九番、三百九十四番一、四百四番一、四百六番、四百七番一及び四百八番一の各一部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定